

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

2024年度

公表日：令和 6年 11月25日

事業所名：未来花 平野

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価・保護者意見	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	指導訓練室は個別にも対応可能となっている	はい12 どちらとも0 いいえ0 わからない2	物が散乱しないよう整理整頓を心掛ける。清潔さを保つ。
	2 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	手すりを多くし、安全面での対策を講じている。文字絵のラミネートを貼り言葉が理解できない利用者へ配慮と工夫をしている。	はい10 どちらとも1 いいえ0 わからない3	絵カードや写真を活用し、情報伝達等の配慮とする。場所の構造化にも配慮する。
	3 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	訓練室が2室あり、パニック等でもクールダウン出来る空間を確保している	はい13 どちらとも0 いいえ0 わからない1	整理整頓し、清潔な空間を維持する。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	PDCAサイクルの作成と研修開催の指導が令和3年度に兵庫県より通達があり、作成し、研修にて職員の理解を図る		PDCAサイクルを作成し、研修にて職員の理解を図る。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	外部評価を活用したことはないが兵庫県の指示に沿って検討する		兵庫県の指示に沿って検討、実施する。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	年間を通して通常研修、担当者会議、保護者アンケート討議、臨時研修等を開催している		この他、虐待防止委員会、感染症委員会、パワーハラスメント防止研修など。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	アセスメントを行うに当たり、お仕事やご両親介護で多忙な保護者への聞き取りの課題がある	はい14 どちらとも0 いいえ0 わからない0	保護者に直接書いて頂くアセスメントシートの書式を用いて現状と保護者ニーズの相違をなくす。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	STペアレントトレーニングのみのご利用、課外活動のみのご利用の方がいる		STペアレントトレーニングはSTと保護者、利用者の3者の訓練で他の利用者との関りが無い。STだけ利用の利用者がいる。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	保護者や利用者のみならず従事者も具体的な支援方法が分かるような支援計画を作成する		抽象的になってしまいがちだが、具体的な支援を設定する。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価・保護者意見	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
適切な支援の提供 （続き）	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	個別支援計画に沿い、訓練を行っている	はい14 どちらとも0 いいえ0 わからない0	支援に沿った療育を行い、達成度を見てモニタリングや支援計画作成するにあたり、難易度の調整を行う。
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	数か月に1度ではあるがプログラム立案を従事者1人、1つのプログラムを考えて提出を行う		事業所内研修や正社員ミーティングにて意見徴収や保護者様のご意見、ご要望がある場合にもプログラムの見直しを行う。
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	現在、平日は11時開所だが土日祝、長期休暇は9:00開所している。長い利用時間を生かしたプログラムの立案。		プログラムだけでなく、ご利用日やご利用時間にも多様なニーズに対応出来るよう努める。
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	利用者様や保護者のニーズを取り入れ、マンネリ化しないよう書式変更や訓練材の新たな導入を行う	はい13 どちらとも0 いいえ0 わからない1	保護者様のみならず、従事者からの意見も取り入れ、訓練材の新たな導入や時代に合ったプログラムも検討していく。
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	キャンセルや追加の確認、その日のプログラムの準備、役割担当の確認、前日の業務日誌の閲覧し、重要引継ぎの確認を行う		現状継続してキャンセルや追加の確認、その日のプログラムの準備、役割担当の確認、前日の業務日誌の閲覧し、重要引継ぎの確認を行う。
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	特記事項や気が付いたこと等、必要に応じてメール閲覧や付箋、口頭で情報共有する。		支援終了後は非常勤が先に退出してしまう等あり、翌日の送迎までの待機時間を使って情報の確認と共有をする。
	10	日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	業務日誌の記述、その日の重要な事項に記載があった場合には改善等を話し合う機会を設ける		業務日誌の記述、その日の重要な事項に記載があった場合には改善等を話し合う機会を設けることを継続して行う。
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	定期的にモニタリングを行い、個別支援計画の見直し等を行う		定期的なモニタリングについて保護者様へ口頭や要望を記述して頂く用紙を作成し、ニーズの相違をなくす努力をする。
	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	担当従事者の公休で自発管のみの出席となることがある		担当以外の非常勤の従事者も出来るだけ出席する。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価・保護者意見	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
関係機関との連携	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	放課後等デイサービスを利用できる年齢には達していないが支援内容や情報の共有に努めている		支援内容や情報の共有のご相談に応じていく。
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	主に各市長村の社会福祉協議会や相談支援事業所からにはなるが聞き取りがあった場合にはデイサービス支援内容を丁寧に情報提供する		聞き取りがあった場合にはデイサービス支援内容を丁寧に情報提供することを継続して行う。
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	専門機関での研修は積極的に受講を促し、勤務にも配慮を行い、調整して参加可能にしている。		専門機関での研修は積極的に受講を促し、勤務にも配慮を行い、調整して参加可能にしていることは継続して行う。より沢山の研修、講習等の参加を促す。
保護者への説明責・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	新規契約の時には勿論のこと、法改正の時の単価の変更ではお手紙を作成し、支援内容の質問、疑問にも丁寧に答える	はい14 どちらとも0 いいえ0 わからない0	今まで同様に、新規契約の時には勿論のこと、法改正の時の単価の変更ではお手紙を作成し、支援内容の質問、疑問にも丁寧に答える。
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	初めて放課後等デイサービスを利用される方には特に丁寧に説明を行い、継続してご利用の方へも計画書の確認を一緒に行う	はい14 どちらとも0 いいえ0 わからない0	お仕事や介護などでお忙しい保護者へもスムーズに説明できるよう準備をする。
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	毎月第2第4土曜日にST訓練の時にペアレントトレーニングを行っている	はい13 どちらとも0 いいえ0 わからない1	STペアレントトレーニングを受けて頂いてご家庭でも継続して行っていただけるような訓練内容を考えていく。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	課題については利用者ファイルに記述をし、保護者、事業所間での支援連絡も兼ねている。ファイルを読まれない保護者へは口頭で伝える	はい13 どちらとも1 いいえ0 わからない0	利用者様ファイルや口頭で利用者様の状況や課題について共通理解に努める。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	保護者からの悩みやご相談についてはどんな些細なことも親切、親身に対応する	はい12 どちらとも2 いいえ0 わからない0	保護者からの悩みやご相談についてはどんな些細なことも親切、親身に対応していく。
	6	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情があった場合、管理者や自発管が保護者より聞き取りを行い、事業所内、必要であれば関係する箇所へ調査し、迅速に謝罪、返答する	はい9 どちらとも1 いいえ0 わからない4	苦情窓口のご案内と些細なことでも苦情を言える、言い易い環境を整備することが重要。
	7	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	トイレにはトイレの絵カードを貼り、その他、建物や送迎車など視覚提示・絵カードを用いる	はい12 どちらとも1 いいえ0 わからない1	視覚提示・絵カードを用いて意思疎通や情報伝達を図っていく。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価・保護者意見	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
	8	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	活動内容や行事予定は「みらいばな通信」として毎月作成し、配布している	はい14 どちらとも0 いいえ0 わからない0	毎月、発行のみらいばな通信を楽しみにされている保護者がおり、継続する。
	9	個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報については鍵付き書庫に保管し、デスク上に個人情報が置いてあるような状況で席を離れる等に注意する。咄嗟に席を離れる時にも裏返して目に触れないようにする	はい11 どちらとも1 いいえ0 わからない2	個人情報については鍵付き書庫に保管し、個人情報を誰でも閲覧できてしまわないよう注意する。
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	各種対応マニュアルを保護者様にも分かりやすい内容に整備作成し、配布している	はい10 どちらとも0 いいえ0 わからない4	各種対応マニュアルを保護者様にも分かりやすい内容に整備作成し、配布しているが年度中の新しく利用された方への配布を忘れがちであることから注意する。
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	阪神大震災を風化させないよう毎年1月に避難訓練を行う予定表を作成し、訓練を行っていたが保護者様には伝達されていなかった。	はい10 どちらとも0 いいえ0 わからない4	継続して避難訓練を行い、保護者様へも訓練の予告を予定表だけでなく、行事予定の案内として作成し、周知する
	3	虐待を防止するための職員研修の機会の確保等の適切な対応	虐待防止マニュアルとして厚生労働省 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引きを抜粋して作成し、研修資料として使用している		虐待防止委員会で研修した内容を従事者の研修会でも使用する。
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	厚生労働省 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き、身体拘束に対する考え方を参考に身体拘束の禁止について確認を行う		厚生労働省 平成30年6月策定の身体拘束に対する考え方を参考に身体拘束の禁止について理解と確認を行う
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	医師の指示書は勿論のこと、保護者からの情報により、注意が必要な場合にもアレルギーを避けることが出来るよう対応する		医師の指示書は勿論のこと、保護者からの情報により、注意が必要な場合にもアレルギーを避けることが出来るよう対応する。
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット報告書を作成し、研修時に毎回、取り上げ、対応策も全従事者で考えていく。何がヒヤリハットかがわからない従事者に対して、説明と記述の仕方を教える		何がヒヤリハットかがわからない従事者に対して、説明と記述の仕方を教える